

(様式第1号の裏)

境界確認申請に当たっての注意事項

境界確認は、申請地と公共の用に供される土地との境界について、相互に意思の確認を行うものであります。そして、境界の確認が成立した場合に、その確認の内容を将来にわたって明確にする必要がある場合、境界確認書の取り交わしを行うことになります。

以上の趣旨を御理解され、申請に当たっては、下記事項に十分御留意ください。

記

- 1 境界確認を申請する方は、次の要件を具備しなければなりません。
 - (1) 申請地の所有権を有しているか、又は、所有権者から委任を受けていること。
 - (2) 未成年者については親権者又は後継人、準禁治産者については保佐人の同意を得て行い、また、禁治産者については後見人が代わって行うこと。
- 2 前記1(1)の委任の例は、おおむね次のような場合です。
 - (1) 測量士・土地家屋調査士等に境界確認に関する事務を委任するとき。
 - (2) 共有地について、一部の共有者が他の共有者に委任するとき。
 - (3) 遺産分割がなされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき。
- 3 申請書に実印で押印し、次の図書のうち、必要と思われるものを添付してください。
 - (1) 位置図
縮尺 1/2,500 ~ 1/10,000
 - (2) 案内図
代表的目的物から現地までの経路を示すもの。
 - (3) 公図の写し
法務局備え付けの公図を転写したもので、転写年月日及び転写した人の氏名を記載したもの。
 - (4) 土地所有者一覧表
申請地の隣接地等の所有者の住所・氏名を記載した一覧表。
 - (5) 土地登記簿謄本
申請地の登記簿謄本で申請日の1ヶ月以内に交付を受けたもの。
 - (6) 印鑑証明書
申請日の1ヶ月以内に交付を受けたもの。なお、委任した場合は、委任者(申請人)の印鑑証明書のほか、受任者の印鑑証明書も添付する。(土地家屋調査士の場合は職印を押印するため必要ない。)
 - (7) 委任状
実印で押印したもの。
 - (8) 戸籍謄本等
相続等の場合、土地登記簿から所有権者が誰であるか不明のときに添付する。
 - (9) その他参考資料
境界確認する上で参考となる申請地の実測図、古図及び地引図等の資料があれば添付する。
- 4 境界確認する財産に公物管理者が他にある場合、申請人は町長に境界確認を申請することを事前にその公物管理者に知らせてください。
- 5 同時に立会いが必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係人、他の公物管理者及びその他参考人等に対する立会い依頼については、申請人が行ってください。
- 6 境界確認が成立し、境界確認書の取り交わしを必要とする場合、申請人は速やかに確認が成立した境界の基本点・曲がり点を明示した図面(申請地の実測図等に明示したものが望ましい。)を添付した境界確認書を2通に印鑑証明書1通を添付し提出してください。
なお、境界確認書は、実印(印鑑証明書付き)で押印し、添付図書と割印してください。
- 7 境界杭は、境界確認後、速やかに鳩山町役場まちづくり推進課と立会いの上設置してください。
- 8 境界確認の結果、地図訂正等の登記を行う必要がある場合には、その手続きを行ってください。
- 9 その他、境界確認に関して疑義がありましたら、鳩山町役場まちづくり推進課道路河川担当へお問合せください。

鳩山町役場 まちづくり推進課 道路河川担当

049-296-1200

(様式第5号)

承 諾 書

(国土交通省所管国有財産部局長受任者)

鳩山町長 様

私所有の下記土地と公共の用に供される土地(番地
先)との境界について、 年 月 日現地立会いの上確認したとおり異議あ
りません。

年 月 日

住 所 _____
申請人
氏 名 _____ 印

記

土地の所在

市町村	大字・丁目	字	地 番	備 考
鳩山町				

(様式第8号)

境 界 確 認 書

年 月 日境界立会いをした結果、下記土地と公共の用に供される土地との境界について、別添図面のとおり相互に意思の確認が成立したので、確認書を各々1通保有する。

記

1 確認した土地の所在

鳩山町大字 字 番地

2 確認した公共の用に供される土地(道路・河川名等)

3 確認が成立した境界の点を明示した図面

別添のとおり

年 月 日

住 所

氏 名 (実印)

住 所 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184 番地 16

氏 名 鳩山町長 印

(注1) 境界確認書には必ず実印を押印し、上記図面と割印してください。

(注2) 印鑑証明書は、できる限り申請日の1ヶ月以内に交付を受けたもの1通を添付してください。